

高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請のてびき

2025 年 4 月 1 日

我孫子市 環境経済部 資源循環推進課

我孫子市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

申請前に工事着手したもの及び既に完了したものについては補助を受けられませんので、着工前に申請してください。（申請期間：4 月 1 日から 12 月 28 日まで）

1 補助対象区域

下水道法第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された区域以外の区域又は地域し尿処理施設等で処理する区域以外の区域。

2 補助対象要件

下記①～④の条件をすべて満たす 10 人槽以下の浄化槽を、新規に設置する場合及び既設の単独処理浄化槽から設置替えする場合が対象となります。

- ① 住宅（専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する建物）に設置する浄化槽であること
- ② し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、BOD（生物化学的酸素要求量）の除去が 90%以上及び放流水 1 リットル当たりの BOD の日間平均値が 20 ミリグラム以下の性能を有する浄化槽
- ③ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に定める基準に適合する浄化槽
- ④ 放流水 1 リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が 20 mg 以下または総磷濃度の日間平均値が 1 mg の機能を有する高度処理型合併処理浄化槽

3 補助の対象にならないもの

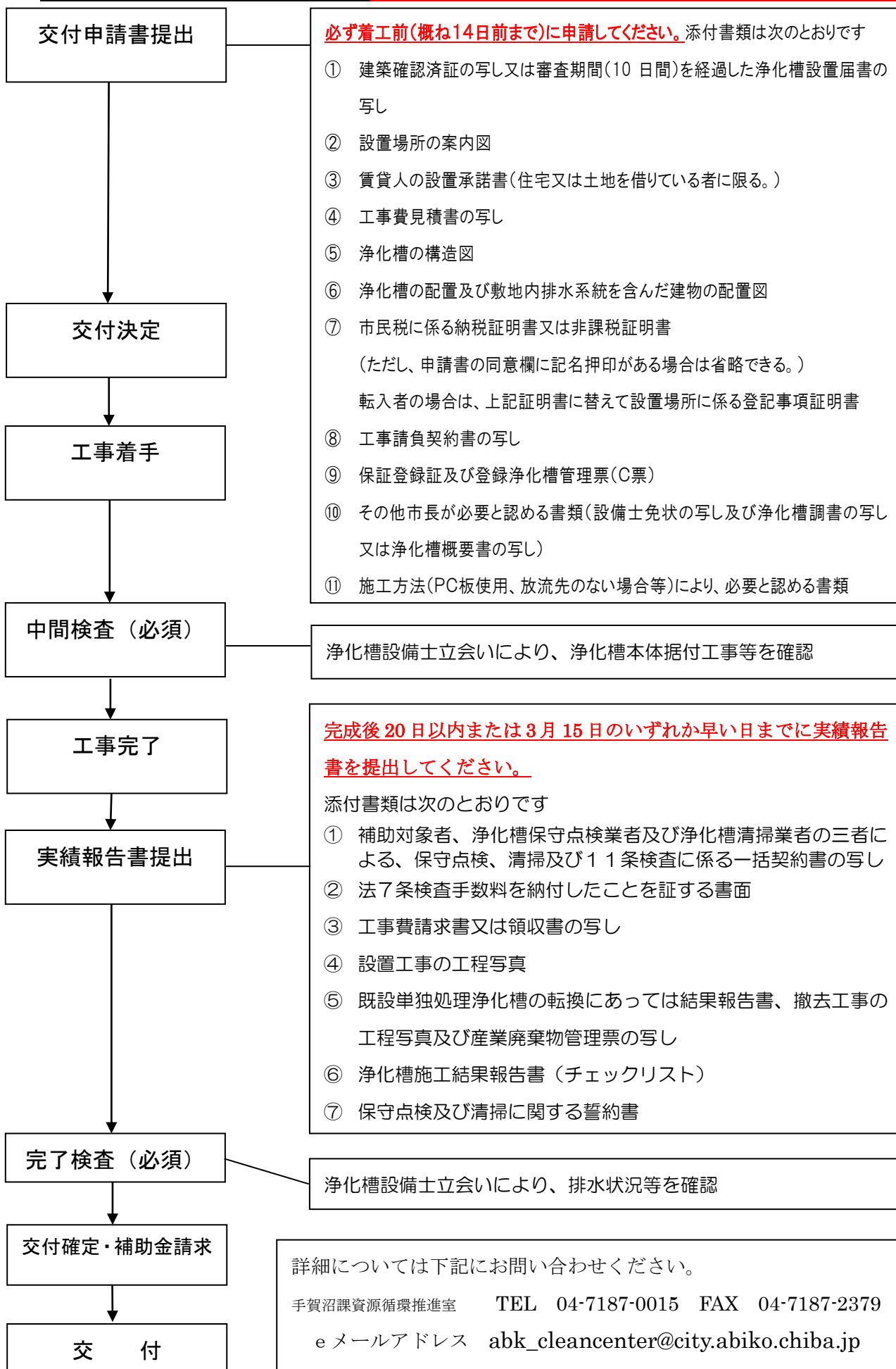
- ① 浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による設置の届出を行わず、又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けずに、高度処理型合併処理浄化槽を設置する者
- ② 住宅又は土地を借りている者で、賃貸人の承諾を得ていない者
- ③ 当該補助事業の年度内に高度処理型合併処理浄化槽を設置することができない者
- ④ 販売の目的で高度処理型合併処理浄化槽付住宅を建築する者。ただし、居住の目的で当該専用住宅を購入した者は、補助交付者の対象となる。
- ⑤ 市民税を滞納している者

4 補助金額（流域による違いは無し）

人槽区分	補助限度額
5 人槽	342,000 円
6 人槽～ 7 人槽	363,000 円
8 人槽～10 人槽	408,000 円

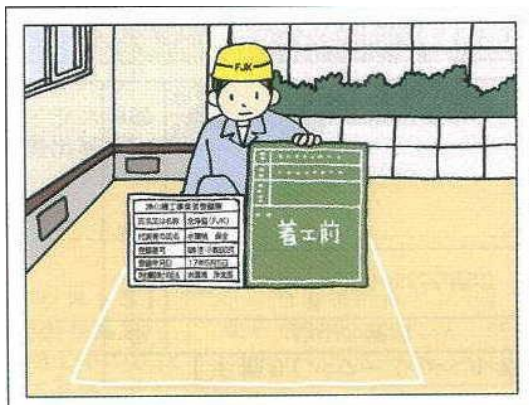
単独浄化槽から高度処理型合併浄化槽に転換する際（建替えによる場合を除く）は、当該全部撤去に要する費用として 180,000 円を限度に、宅内配管工事に要する費用として 300,000 円を限度にそれぞれ加算する。

5 補助金の申請から交付までの手続き **(必ず申請前に、補助対象地域かどうか確認してください。)**



浄化槽設置工事の工程写真

【写真 1】 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真



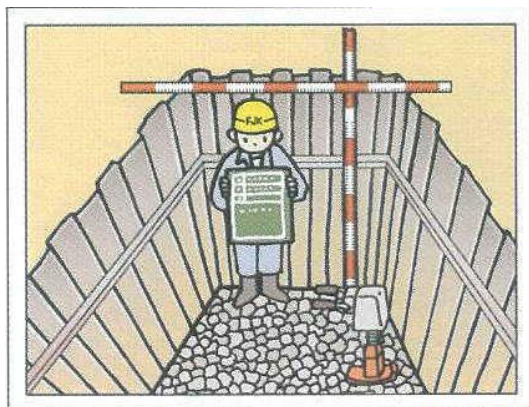
〔ポイント〕

浄化槽設備士が実地作業に当たっていること。

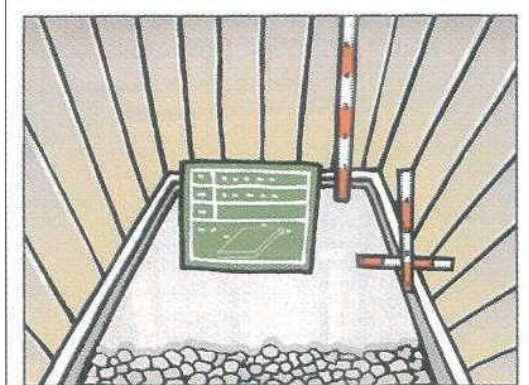
浄化槽設備士が正面を向き、標識看板を掲げて、周辺状況がわかるように撮影すること。

※標識看板 国土交通省「浄化槽に係わる登録等に関する省令第9条」に定める別記様式第8号・同第9号による。

【写真 2】 基礎工事の状況を示す写真



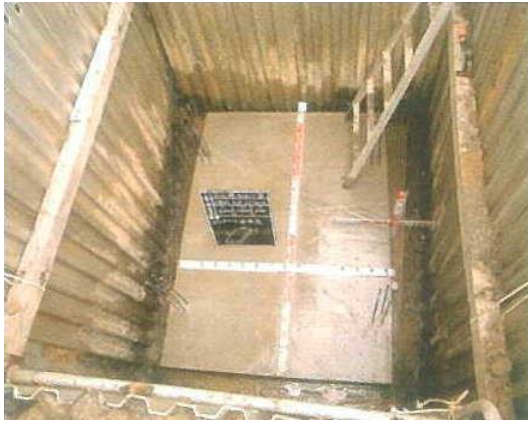
【写真 2-1】 栗石地業の写真



【写真 2-2】 栗石地業後の捨てコンクリートを打った写真



【写真 2-3】 基礎工事の配筋状況を示す写真



【写真 2-4】基礎底版コンクリートの状況を示す写真

【写真 3】浄化槽本体の写真



【ポイント】

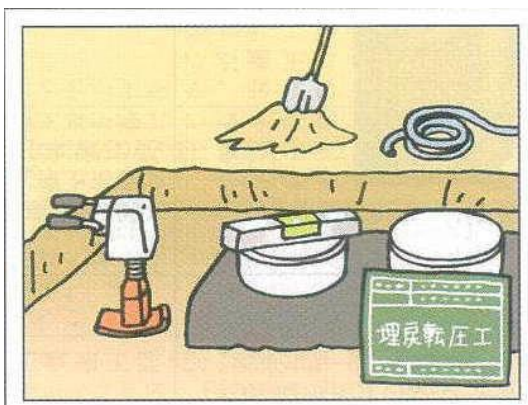
申請どおりのメーカー・形式・人槽が分かるように。

【写真 4】据付工事の状況を示す写真



【写真 4-1】水張りの状況を示す写真

埋め戻しの前に水張りを行っているか。

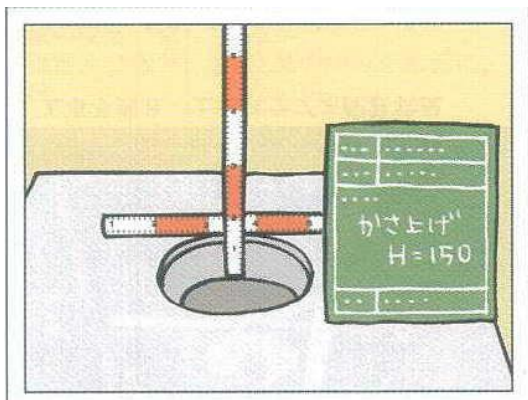


【写真 4-2】据付工事の状況を示す写真

水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っている事が分かる写真を残す。

水準器、スケール、水張りや水締めに使ったホース、締め固め作業に使ったつき棒やランマー等、道具、材料を写すこと。

【写真 5】かさ上げの状況を示す写真



〔ポイント〕

バルブ操作などの維持管理作業が容易に行えるか。

バルブ上端からマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールを当て、保守点検時に確実に手が届く様かさ上げ高さがおおむね 30 cm以内であることが確認できる状態を撮影する。

【写真 6】 上部スラブ工事を示す写真



【写真 6-1】 上部スラブコンクリートの配筋状況を示す写真



【写真 6-2】 上部スラブコンクリート状況を示す写真

【写真 7】 ブロア設置状況を示す写真



【写真 8】 竣工



